

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年9月16日（令和2年（行情）諮問第457号ないし同第479号）

答申日：令和3年10月18日（令和3年度（行情）答申第285号ないし同第307号）

事件名：北海道労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
青森労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
岩手労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
宮城労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
福島労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
茨城労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
栃木労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
千葉労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
岐阜労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
静岡労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
三重労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
滋賀労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
京都労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
大阪労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
兵庫労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
和歌山労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
広島労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
福岡労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
長崎労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
熊本労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
大分労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
宮崎労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件
鹿児島労働局の地方労災医員名簿等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる本件対象文書1ないし本件対象文書23の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表1の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、別表2の2欄に掲げる各都道府県労働局長（以下、順に「処分庁1」ないし「処分庁23」といい、併せて「処分庁」という。）が同表の3欄に掲げる日付及び文書番号により行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分23」といい、併せて「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書は別紙のとおりであり、処分庁11を除く処分庁は法5条1号該当性を理由に一部を不開示とし、処分庁11は同条1号、2号イ及び6号柱書き該当性を理由として、一部を不開示とした。

(2) 不開示とされた部分の法5条1号該当性について

ア 地方労災医員及び労災協力医について

地方労災医員及び労災協力医は、法律上の明文の根拠を持った身分ではないが、これに委嘱される者は医学界における各専門分野に関する高度な学識を有する権威ある学者や医師であり、その社会的地位も高く、行政庁の医学的見解に関して極めて重要な役割を担っており、非常勤の国家公務員として厚生労働省の組織上においても重要な地位を占めている。

このような職務及びその地位の重要性を考慮し、かつ、労災保険行政の透明性の確保という観点からすると、地方労災医員名簿及び労災協力医名簿（以下「両名簿」という。）の記載内容のうち、各医師の氏名、専門科目、勤務先機関名称、役職名及び任期（委嘱期間）は、法5条1号本文に該当する情報であるが、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、同号ただし書イに該当する（平成13年度（行情）答申第129号）。よって、これらの部分は、法5条1号に該当しない。

イ 各医師の勤務先の所在地及び電話番号について

両名簿の記載内容のうち各医師の勤務先の所在地（郵便番号を含む。）及び電話番号は、医療法6条の3並びに医療法施行規則1条の2の2及び別表第1により、病院等の管理者が都道府県知事に報告し、それを都道府県知事が公表することとなっており、「法令の規定により又は慣行として公にされている情報」として、法5条1号ただし書イに該当する（平成30年度（行情）答申第361号）。よって、これらの部分は、同号に該当しない。

ウ 原処分2ないし原処分4，原処分7，原処分11，原処分18，原処分20及び原処分23について

両名簿の記載内容のうち，当初委嘱年月日，表彰歴及び兼務状況は，法5条1号本文に該当する情報であるが，「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にされている情報」又は「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」として，同号ただし書イ又はハに該当する。よって，当該部分は，法5条1号に該当しない。

エ 原処分7について

(ア) 原処分7は，両名簿には印影，診療歴，私的な交友関係に係る事項が記載され，それらは法5条1号に該当するとしているが，（地方労災医員名簿の）最上行の「任期」欄の右2欄の項目名は同号に該当しない。診療歴は，「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」として，同号ハに該当する。

(イ) 原処分7は，「印影」及び「私的な交友関係に係る事項」を不開示とした情報として挙げるが，マスキング部分の大きさから，印影が押印されているものかは疑わしい。また，非常勤の国家公務員たる地方労災医員及び労災協力医の名簿に記載される私的な交友関係に係る事項とは如何なる用向きに利用する目的で収集された情報であろうか。交友関係により委嘱される公職ではないのだから，「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にされている情報」又は「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」として，法5条1号ただし書イ又はハに該当すると思われる。よって，これらの部分は，同号に該当しない。

オ 原処分15について

労災協力医名簿の右から2つ目の列，すなわち「平成29年4月1日」欄の不開示部分は，その文字数から推測すると，処分庁15が法5条1号の不開示情報として挙げる「個人の住所，勤務先所在地，電話番号」とは異なる記載内容と思われる。よって，当該部分は，同号に該当しない。

カ 原処分23について

労災協力医名簿の欄外記載事項の不開示部分は，個人を識別することができる情報ではなく，何らかの注書きと考えられ，法5条1号に該当しない。

(3) 原処分11の法5条2号イ及び6号柱書き該当性について

処分庁11は，法5条1号該当性に加え，同条2号イ及び6号柱書き該当性を主張するが，いずれも法的保護に値する蓋然性はなく，抽象的なおそれを指摘しているのみであって，上記(2)ア及びイに掲げた各答申においても，具体的実質的な不利益又は支障は認められていない。

よって、原処分11における不開示部分は、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しない。

(4) したがって、処分庁の主張には理由がなく、原処分は取り消されるべきである。

(5) なお、本件開示請求は令和2年4月6日に電子申請したものであるが、本件審査請求と同内容の情報公開・個人情報保護審査会の判断が同年1月24日付け令和元年度（行情）答申第477号により示されており、同年3月24日付け厚生労働省発基0324第10号裁決書にて厚生労働省が裁決している（以下、併せて「477号答申・裁決」という。）。したがって、本来ならば、477号答申・裁決の判断は、厚生労働省本省のみならず、全国の都道府県労働局とも共有されてしかるべきである。しかしながら、477号答申・裁決の処分庁が477号答申・裁決を把握したのは、審査請求人が直接クレームを上げた同年6月8日であった。477号答申・裁決の裁決書は処分庁に通知されていたが、担当者が年度変わりに交代し、後任が477号答申・裁決の存在を知らなかったのである。処分庁の担当者が当該処分庁の審査請求事案の処理経過を把握しておらず、その答申、裁決を知らないのであるから、他の都道府県労働局との共有は極めて困難である。

厚生労働省は、本件審査請求への対応のみならず、新たな（とはいえ、判断内容に新規性はなく従来答申の寄せ集め）判断を共有する仕組みを早急に整えるべきである。放置されてよい問題ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、各理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年4月6日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の各開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて、令和2年6月17日付け（同月18日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁の考え方

本件対象文書について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分（別表1の3欄に掲げる部分）については、一部について法の適用条項を追加した上で、不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象文書について（略）

(2) 原処分における不開示部分について

原処分においては、別表3の2欄に掲げる部分を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

(ア) 地方労災医員及び労災協力医は、法律上の明文の根拠を持った身分ではないが、これに委嘱される者は医学界における各専門分野に関する高度な学識を有する権威ある学者や医師であり（中略）、行政庁の医学的見解に関してきわめて重要な役割を担っており、非常勤の国家公務員として厚生労働省の組織上においても重要な地位を占めている。このような職務及びその地位の重要性を考慮し、かつ、労災保険行政の透明性の確保という観点からすると、地方労災医員名簿及び労災協力医名簿のうち、氏名、主な専門分野、所属（勤務先住所を除く。）、当初発令年月日等原処分において開示した情報については「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する（平成13年度（行情）答申第129号）。よって、当該情報については、法5条1号の不開示情報に該当しない。

(イ) 勤務先が病院等（医療法6条の3第1項の病院，診療所又は助産所をいう。以下同じ。）に該当する場合のその郵便番号，所在地，電話番号及びFAX番号の各情報については，医療法（昭和23年法律第205号）6条の3並びに医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）1条の2の2及び別表第1により，病院等の管理者が都道府県知事に報告し，都道府県知事がその情報を公表することとなっており，法令の規定により又は慣行として公にされている情報に該当する（平成30年度（行情）答申第361号）。

また，諮問第458号（原処分2）の労災協力医名簿のうち，「備考」欄に記載された労災保険指定医療機関の指定番号については，厚生労働省ホームページにて病院名を入力すれば検索できるようになっており，「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にされている情報」に該当する。

よって，これらの情報は，法5条1号に該当しない。

(ウ) 一方，勤務先が病院等に該当しない場合，勤務先の郵便番号，所在地，電話番号及びFAX番号の各情報については，労災協力医等の職務と直接関係するものではなく，公にすることが予定されている情報又は公務員等の職務遂行の内容に係る部分とはいええないことから，当該部分については，法5条1号ただし書イ及びハに該当せず，また，同号ただし書ロにも該当しない。

よって，当該部分は，特定の個人を識別することができる情報であり，法5条1号本文に該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから，不開示とすることが妥当である。

また、両名簿のうち、担当者氏名、所属、個人の携帯番号やメールアドレス、内線番号の情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。このため、当該部分は、法5条1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号、2号イ及び6号柱書き該当性

諮問第467号（原処分11）の両名簿のうち「担当者の所属組織に関する情報」（通番39及び通番42）には、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれている。また、当該部分は、当該法人等から公にしないと条件で任意に提供されたもので、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、労災保険事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法5条1号に加え、同条2号イ及び6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条1号及び6号柱書き該当性

以下に掲げる部分は、これを公にすると、労災保険給付に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条1号に加え、同条6号柱書きに該当することから、不開示とすることが妥当である。

（ア）諮問第460号（原処分4） 労災協力医名簿の「備考」欄（通番11）

（イ）諮問第463号（原処分7） 地方労災医員名簿の一番右端の欄に記載されている「委嘱の経緯」（通番21）

（ウ）諮問第476号（原処分20） 両名簿の「備考」欄に記載されている「個人の出勤日及び委嘱の経緯」（通番100、通番103、通番104及び通番107）

（エ）諮問第479号（原処分23） 「地方労災医員名簿の「役職」欄（通番117）

（4）新たに開示する部分について

原処分における不開示情報のうち以下に掲げる部分については、法5条1号に該当しないことから、新たに開示することとする。

ア 勤務先が病院等に該当する場合のその郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号であって、都道府県により公表されているもの

イ 諮問第458号（原処分2）の労災協力医名簿の「備考」欄に記載された労災保険指定医療機関の指定番号

ウ 諮問第463号（原処分7）の地方労災医員名簿の「当初委嘱」欄に記載された日付及び労災協力医名簿の「備考」欄に記載された新任

又は再任の別

エ 諮問第467号（原処分11）の労災協力医名簿の「その他」欄に記載された委嘱状況、兼業状況及び任期年数

オ 諮問第471号（原処分15）の労災協力医名簿の「平成29年4月1日」欄に記載された兼務状況及び委嘱状況

カ 諮問第479号（原処分23）の労災協力医名簿の「備考」欄に記載された委嘱状況及び欄外記載事項（労災協力医の相談日に係る情報）

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（2）ア）において、両名簿のうち各医師の氏名、専門科目、勤務先機関名称、役職名及び任期（委嘱期間）は、法5条1号ただし書イに該当する（平成13年度（行情）答申第129号）として、同号に該当しないと主張しているところ、これらの部分は、原処分において既に開示されているか又は諮問に当たり新たに開示することとしている。

イ 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（2）イ）において、両名簿のうち各医師の勤務先の所在地及び電話番号については、法5条1号ただし書イに該当する（平成30年度（行情）答申第361号）として、同号に該当しないと主張しているところ、当該部分の不開示情報該当性等については、上記（3）及び（4）のとおりである。

ウ 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（2）ウ）において、両名簿のうち当初委嘱年月日、表彰歴及び兼務状況については、法5条1号ただし書イ又はハに該当するとして、同号に該当しないと主張しているところ、当初委嘱年月日及び兼務状況は、原処分において既に開示されているか又は諮問に当たり新たに開示することとしており、また、表彰歴については、本件対象文書に記載がない。

エ 審査請求書（上記第2の2（2）エないしカ）における審査請求人の主張については、上記（3）及び（4）のとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、一部について法の適用条項を追加した上で、不開示とすることが妥当であるものとする。（第5の1の表参照）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和2年9月16日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第457号ないし同第479号）

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

- ③ 同年10月8日 審議（同上）
- ④ 令和3年8月31日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年10月13日 令和2年（行情）諮問第457号ないし同第479号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、次表のとおり、一部について同条6号柱書き該当性を追加した上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

本件対象文書	原処分の適用条項	理由説明書の適用条項
本件対象文書11	法5条1号、2号イ、6号柱書き	法5条1号、2号イ、6号柱書き
本件対象文書4、7、20及び23	法5条1号	法5条1号、6号柱書き
その余の本件対象文書	法5条1号	法5条1号

2 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる地方労災医員名簿及び労災協力医名簿である。これらは、都道府県労働局ごとに作成されており、地方労災医員及び労災協力医について、その氏名、専門分野に関する情報、任期に関する情報、勤務先に関する情報、また、必要に応じて、自宅連絡先や年齢に関する情報、勤務先の担当者（秘書を含む。以下同じ。）に関する情報等が記載されていることが認められる。

諮問庁が不開示を維持するとしている部分は、別表1の3欄に掲げる部分である。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表1の4欄に掲げる部分）について

ア 通番1ないし通番3、通番10、通番12、通番13、通番17、通番22、通番24、通番25、通番29ないし通番32、通番34、通番35、通番40、通番41、通番44、通番46、通番49、通番53、通番57、通番60、通番63、通番69、通番71、通番73、通番75、通番77、通番84、通番87、通番90、通番96、通番101、通番102、通番105、通番106、通番108

ないし通番110, 通番113, 通番115及び通番118

(ア) 当該部分のうち通番118(1)は, 地方労災医員又は労災協力医の勤務先が病院等以外である場合のその名称であり, その余の部分は, それらの勤務先の郵便番号・住所, 電話番号及びFAX番号である。当該部分は, 地方労災医員又は労災協力医の各氏名と併せて見ると, これらの者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 以下, 法5条1号ただし書該当性について検討する。

当該部分のうち通番118(1)は, 原処分において開示されている情報と同じ情報であることから, 法5条1号ただし書イに該当する。

次に, 当該部分のうち通番118(1)を除く部分について検討する。先例答申を見ると, 平成13年度(行情)答申第129号(以下「平成13年度答申」という。)において, 中央労災医員が重要な役割を担っていることに鑑み, その「氏名, 当初委嘱年月日, 現職, 出身大学, 医師免許取得年月日, 専門」を開示すべきとされた一方, その「生年月日, 現住所及び電話・FAX番号並びに勤務先所在地及びその電話・FAX番号」は, 当該職務と直接関係するものではなく, 公にすることが予定されている情報とはいえないとされた。その後, 平成18年の医療法改正により, 都道府県知事は, 病院等の管理者から報告を受けた病院等の名称, 所在地, 案内用の電話番号, FAX番号等の情報を, 医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として公表しなければならないとされたことを受けて, 平成30年度(行情)答申第361号において, 地方労災医員の勤務先が病院等である場合のその所在地は, 法5条1号ただし書イに該当するものとされたが, 勤務先が病院等以外の場合のその所在地は, 平成13年度答申を踏まえ, 同号ただし書イに該当するとは認められないとされた。

しかしながら, 今般, 当審査会事務局職員をして勤務先に係る欄に記載の各勤務先機関のウェブサイトを確認させたところによると, 当該部分のその余の部分は, 各ウェブサイトにおいて当該各勤務先機関により公表されている情報であると認められる。このため, 当該部分のその余の部分については, 慣行として公にされている情報であるといわざるを得ず, 法5条1号ただし書イに該当するものと認められる。

(ウ) したがって, 当該部分は, 法5条1号に該当せず, 開示すべきである。

イ 通番４２

当該部分は、労災協力医の勤務先の担当者の所属部署名であるが、原処分において開示されている当該労災協力医の勤務先名と同じ情報である。当該部分は、当該労災協力医及び担当者の氏名と併せて見ると、これらの者に係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同じ情報であることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められず、労災認定に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすものとも認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号、２号イ及び６号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番７４及び通番８８

当該部分は、特定の地方労災医員の「所在地」欄及び特定の労災協力医の「勤務先所在地」欄の各記載内容の見出しに当たる部分である。

当該部分は、地方労災医員及び労災協力医の各氏名と併せて見ると、これらの者に係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、事務的な記載であり、かつ、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同じ情報であることから、同号ただし書イに該当するものと認められる。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

(２) その余の部分（別表１の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法５条１号該当性について

通番４ないし通番１０、通番１３ないし通番２０、通番２３、通番２４、通番２６ないし通番３０、通番３３ないし通番３８、通番４０、通番４１、通番４３、通番４５、通番４７、通番４８、通番５０ないし通番６２、通番６４ないし通番６８、通番７０、通番７２ないし通番７４、通番７６ないし通番８３、通番通番８５、通番８６、通番８８ないし通番９５、通番９７ないし通番９９、通番１０９、通番１１１、通番１１２、通番１１４ないし通番１１６、通番１１８及び通番１１９は、地方労災医員又は労災協力医に係る（a）①自宅の郵便番号・住所、電話番号、医師個人の携帯電話番号及びメールアドレス、生年月日、年齢、卒業年次、特定時点の在職状況、勤務先出勤日、委嘱・更新状況、委嘱業務に関して面接を行うことができる日時場所、連絡方法等、②病院等についての都道府県のウェブサイト及び各医師

の勤務先のウェブサイトのいずれも公表されていない勤務先の郵便番号・住所，電話番号，内線番号及びFAX番号並びに担当部署名，
(b) 勤務先の担当部署名，連絡先メールアドレス及び担当者の職氏名である。

当該部分は，それぞれ一体として地方労災医員，労災協力医及び勤務先担当者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に，法6条2項に基づく部分開示について検討すると，上記(a)については，原処分において地方労災医員及び労災協力医の氏名が開示されていることから，部分開示をすることはできない。また，上記(b)についても，特定の個人を識別することができることとなる部分であることから，部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号，2号イ及び6号柱書き該当性について

通番39及び通番42は，労災協力医に係る勤務先担当者の所属部署及び職氏名である。

当該部分は，それぞれ一体として労災協力医の勤務先担当者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また，当該部分は，特定の個人を識別することができることとなる部分であることから，法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条1号及び6号柱書き該当性について

(ア) 通番11，通番21，通番100，通番103，通番104，通番107及び通番117（下記(イ)を除く。）

当該部分は，両名簿の備考欄，役職欄等に記載された委嘱関係情報（欄名を含む。）である。

当該部分は，これを開示すると，関係都道府県労働局が労災認定業務の適正な遂行のために委嘱する地方労災医員及び労災協力医の選考に際して参照した情報の一端が明らかとなり，当該労働局が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号柱書きに該当し，同条1号

について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番104b及び通番107b

当該部分は、労災協力医名簿に記載された労災協力医の個人メールアドレス及び出勤日関係の情報である。

当該部分のうちメールアドレスは、当該労災協力医に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、その余の部分は、原処分において開示されている労災協力医である当該医師の氏名と併せて見ると、同号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分については、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分については、原処分において当該労災協力医の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

(1) 原処分1の開示決定通知書は2通あるが、それぞれの「開示する行政文書の名称」欄には同じ内容が記載されており、各開示実施文書との対応が明らかではない。処分庁1における今後の適切な事務処理が望まれる。

(2) 原処分7は、法5条1号に該当する不開示部分として、「氏名及び印影」（同号本文前段関係）及び「診療歴及び私的な交友関係に係る事項」（同号本文後段関係）を挙げるが、本件対象文書7に「印影」、「診療歴」及び「交友関係」に該当する情報の記載はない。処分庁7における今後の適切な事務処理が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして、不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表1の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象文書

- 本件対象文書1 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿および労災協力医名簿。」
- 本件対象文書2 「青森労働局・地方労災医員名簿及び青森労働局労災協力医名簿 平成31年4月1日現在及び令和2年4月1日現在」
- 本件対象文書3 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿。」, 「平成31年4月時点および開示請求日現在の労災協力医名簿。」
- 本件対象文書4 「(1)「宮城地方労災医員名簿」(平成31年4月1日現在), (2)「宮城地方労災医員名簿」(令和2年4月1日現在)」, 「(1)「労災協力医名簿」(平成30年4月2日現在), (2)「労災協力医名簿」(令和元年11月21日現在)」
- 本件対象文書5 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿。」, 「平成31年4月時点および開示請求日現在の労災協力医名簿。」
- 本件対象文書6 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿および労災協力医名簿」
- 本件対象文書7 「栃木労働局が保有する平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿および労災協力医名簿」
- 本件対象文書8 「1. 平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿および労災協力医名簿。」
- 本件対象文書9 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿」, 「平成31年4月時点および開示請求日現在の労災協力医名簿」
- 本件対象文書10 「平成31年度の地方労災医員名簿」, 「令和2年4月時点の地方労災医員名簿」, 「令和2年4月時点の労災協力医名簿」
- 本件対象文書11 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿および労災協力医名簿。」
- 本件対象文書12 「滋賀労働局地方労災医員名簿(平成31年4月1日現在及び令和2年4月1日現在)」, 「労災協力医名簿(平成31年4月1日現在及び令和2年4月1日現在)」
- 本件対象文書13 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿および労災協力医名簿」
- 本件対象文書14 「地方労災医員名簿(平成31年4月1日現在), 地方労災医員名簿(令和2年4月1日現在)」, 「労災協力医名簿(平成31年4月1日現在), 労災協力医名簿(令和2年4月1日現在)」
- 本件対象文書15 「平成29年3月1日および令和2年4月1日の労災協

- 力医名簿，平成31年4月1日の地方労災医員名簿。」
- 本件対象文書16 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿および労災協力医名簿」
- 本件対象文書17 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿」，「平成31年4月時点および開示請求日現在の労災協力医名簿」
- 本件対象文書18 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿」，「平成31年4月時点および開示請求日現在の労災協力医名簿」
- 本件対象文書19 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿。」，「平成31年4月時点および開示請求日現在の労災協力医名簿。」
- 本件対象文書20 「平成31年4月時点及び開示請求日現在の地方労災医員名簿及び労災協力医名簿」
- 本件対象文書21 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿および労災協力医名簿。」
- 本件対象文書22 「平成31年4月時点および開示請求日現在の地方労災医員名簿」，「平成31年4月時点および開示請求日現在の労災協力医名簿」
- 本件対象文書23 「（1）地方労災医員協議会医員名簿 任期平成31年4月1日から2年間，（2）地方労災医員名簿（精神障害等専門部会），平成31年度，令和2年度，（3）労災協力医名簿，平成31年度，令和2年度」

別表1 不開示情報該当性（注4に掲げるもの以外，法5条1号）

1 諮問番号及び労働局	2 名簿（種別及び時点）（注2）	3 諮問庁がなお不開示を維持するとしている部分		通番	4 3欄のうち開示すべき部分
		該当箇所			
		名簿の掲載順	不開示部分		
第457号・北海道	① 労災医員・平成31年 ② 労災医員・令和2年	①及び②の4人目及び5人目	「所属（勤務先）」欄下段の勤務先郵便番号・住所	1	全て
			「電話番号」欄の勤務先電話番号	2	全て
		②の16人目	「所属（勤務先）」欄下段の勤務先郵便番号・住所	3	全て
			「電話番号」欄の勤務先電話番号	4	—
	協力医・平成31年	2人目	「住所」欄の自宅郵便番号・住所，「電話」欄の自宅電話番号	5	—
第458号・青森	① 労災医員・平成31年 ② 労災医員・令和2年	全ての掲載者	「生年月日（年齢）」欄の生年月日及び年齢	6	—
	① 協力医・平成31年 ② 協力医・令和2年	全ての掲載者	「氏名」欄の生年月日	7	—
第459号・岩手	協力医・平成29年～令和2年	6人目ないし8人目	「備考」欄の勤務先内線番号	8	—
第460号・宮城	① 労災医員・平成31年 ② 労災医員・令和2年	①及び②の1人目ないし3人目，6人目ないし15人目	「住所」欄の自宅住所，自宅電話番号（7人目，13人目及び15人目を除く。）及び携帯電話番号（1人目に限る。）	9	—
		①及び②の5人目	「住所」欄の自宅住所及び電話番号，勤務先電話	10	勤務先電話番号

			番号		号	
	① 協力医・平成30年 ② 協力医・令和元年	①及び②の全ての掲載者	「備考」欄左側の委嘱関係情報	1 1	—	
第461号・福島	労災医員・平成31年～令和3年	1人目, 6人目, 9人目	「所在地」欄の勤務先郵便番号・住所	1 2	全て	
			「電話」欄の勤務先電話番号	1 3	6人目	
第462号・茨城	労災医員・平成31年	1人目, 2人目, 8人目, 10人目, 11人目, 14人目, 15人目	「連絡先」欄の勤務先電話番号(1人目及び2人目を除く), 秘書氏名(14人目を除く。)	1 4	—	
	協力医・平成31年	3人目, 15人目	「連絡先」欄の勤務先電話番号	1 5	—	
	労災医員・令和2年	1人目, 2人目, 10人目, 11人目, 14人目, 15人目	「連絡先」欄の勤務先電話番号(1人目及び2人目を除く), 秘書氏名(14人目を除く。)	1 6	—	
			8人目	「連絡先」欄の勤務先電話番号及び担当部署名	1 7	勤務先電話番号
			12人目, 16人目	「連絡先」欄の携帯電話番号(16人目に限る。), 医師メールアドレス	1 8	—
協力医・令和2年	2人目, 13人目	「連絡先」欄の勤務先電話番号	1 9	—		
第463号・栃木	労災医員・令和2年	全ての掲載者	「専門科目」欄の生年月日	2 0	—	
			表の最右列の欄の欄名及び委嘱関係情報	2 1	—	
	協力医・令和2年	6人目	「所属」欄の勤務先住所及び電話番号	2 2	全て	

第464号・千葉	① 労災医員・平成31年 ② 労災医員・令和2年	①及び②の上 表2人目	「所属先住所等」欄の自宅の郵便番号・住所及び電話番号	23	—
		①及び②の上 表5人目	「所属先住所等」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	24	郵便番号・住所
		①及び②の上 表6人目	「所属先住所等」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	25	全て
		①及び②の下 表3人目	「所属先住所等」欄の勤務先電話番号	26	—
		①及び②の下 表4人目, 6人目	「所属先住所等」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	27	—
第465号・岐阜	労災医員・平成31年～平成33年	全ての掲載者 (6人目を除く。)	「勤務先及び住所」欄下段の自宅住所, 「電話番号・郵便番号」欄下段の自宅郵便番号	28	—
		6人目	「勤務先及び住所」欄上段の勤務先住所, 下段の自宅住所	29	勤務先住所
			「電話番号・郵便番号」欄上段の勤務先電話番号及び郵便番号, 下段の自宅郵便番号	30	全て (自宅郵便番号を除く。)
第466号・静岡	① 協力医・平成30年 ② 協力医・令和2年	①及び②の7人目	「所属医療機関名所在地又は住所」欄の勤務先住所	31	全て
			「電話番号・郵便番号」欄の勤務先電話番号及び郵便番号	32	全て
第466号・静岡	協力医・令和2年	14人目	「医療機関・診療科目」欄の生年月日	33	—
第467号・	① 労災医員・平成31年	①及び②の1人目, 3人	「所属先所在地・担当者名・電話番号」欄の勤務	34	全て (①及

三重	② 労災医員・令和2年	目, 10人目	先郵便番号・住所及び電話番号		び②の1人目の電話番号を除く。)
		①及び②の4人目	「所属先所在地・担当者名・電話番号」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号, 秘書氏名	35	全て(秘書氏名を除く。)
		①及び②の1人目	「その他(連絡先等)」欄の携帯電話番号, 医師メールアドレス, 自宅郵便番号・住所	36	—
		①及び②の2人目, 7人目, 9人目, 11人目, ①の8人目	「その他(連絡先等)」欄の携帯電話番号	37	—
		①及び②の3人目	「その他(連絡先等)」欄の医師メールアドレス	38	—
	① 協力医・平成31年 ② 協力医・令和2年	①及び②の2人目	「所属先所在地・担当者名・電話番号」欄の担当者の所属及び氏名	39	—
		①及び②の4人目	「所属先所在地・担当者名・電話番号」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号, 秘書氏名	40	勤務先郵便番号・住所
		①及び②の5人目	「所属先所在地・担当者名・電話番号」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	41	勤務先郵便番号・住所
		①及び②の4人目ないし6人目, ②の1人目, 7人目	「その他」欄の担当者の所属及び職氏名	42	5人目の所属部名

第46 8号・ 滋賀	協力医・平成3 1年	5人目	「電話番号」欄上段の勤 務先電話番号	43	—
第46 9号・ 京都	① 労災医員・ 平成31年 ② 労災医員・ 令和2年	①の2人目	「所在地」欄の勤務先郵 便番号・住所及び電話番 号	44	全て
		①及び②の1 3人目, 15 人目, 26人 目, ②の2人 目	「所在地」欄の勤務先電 話番号	45	—
第47 0号・ 大阪	① 労災医員・ 平成31年 ② 労災医員・ 令和2年	①及び②の7 人目, 10 人, 13人 目, 14人 目, 16人目	「郵便番号」欄上段の勤 務先郵便番号, 「(勤務 先)」欄の勤務先住所	46	全て
		①及び②の1 2人目, 25 人目	「郵便番号」欄上段の勤 務先郵便番号	47	—
		①及び②の1 5人目, 34 人目	「郵便番号」欄上段の勤 務先郵便番号, 「(勤務 先)」欄の勤務先住所	48	—
		①及び②の7 人目, 13人 目, 14人 目, 16人目	「電話番号」欄上段の勤 務先電話番号	49	全て
		①及び②の1 0人目, 12 人目, 15人 目, 34人目	「電話番号」欄上段の勤 務先電話番号	50	—
		全ての掲載者	「氏名(年齢)最終学歴 (卒業年次)」欄の年齢 及び卒業年次	51	—
			「郵便番号」欄下段の自 宅郵便番号, 「住所(自 宅)」欄の自宅住所, 「電話番号」欄の自宅電	52	—

			話番号及び携帯電話番号 (空欄を除く。)		
	① 協力医・平成31年 ② 協力医・令和2年	①及び②の6人目	「郵便番号」欄上段の勤務先郵便番号, 「住所(勤務先)」欄の勤務先住所	5 3	全 て (②に限る。)
		②の2人目	「住所(勤務先)」欄の自宅住所	5 4	—
		①及び②の2人目	「電話番号(自宅)」欄の携帯電話番号	5 5	—
		①の3人目, 11人目, 14人目, ②の3人目, 12人目	「電話番号(勤務先)」欄の勤務先電話番号	5 6	—
		①及び②の6人目	「電話番号(勤務先)」欄の勤務先電話番号	5 7	全 て (②に限る。)
		全ての掲載者	「氏名(年齢)・最終学歴(卒業年次)」欄の年齢及び卒業年次	5 8	—
			「郵便番号」欄下段の自宅郵便番号(空欄を除く。), 「住所(自宅)」欄の自宅住所(空欄を除く。)	5 9	—
第47号・兵庫	労災医員・平成31年	2人目	「連絡先」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号, 自宅郵便番号・住所及び電話番号	6 0	勤務先郵便番号・住所及び電話番号
		3人目, 29人目	「連絡先」欄の携帯電話番号	6 1	—
		4人目	「連絡先」欄の勤務先電話番号	6 2	—

		12人目	「連絡先」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	63	全て
		20人目	「連絡先」欄の勤務先FAX番号	64	—
		22人目	「連絡先」欄の勤務先FAX番号, 携帯電話番号	65	—
		25人目, 27人目	「連絡先」欄の勤務先電話番号及びFAX番号	66	—
		31人目	「連絡先」欄の医師メールアドレス	67	—
	協力医・平成29年	3人目, 8人目, 10人目	「平成29年4月1日」欄の在職状況等の情報	68	—
第472号・和歌山	労災医員・平成31年	9人目, 10人目, 13人目	「所属」欄の勤務先郵便番号・住所	69	全て
第473号・広島	① 労災医員・平成31年 ② 労災医員・令和2年	①及び②の9人目	「所属」欄の勤務先電話番号	70	—
	① 協力医・平成31年, ② 協力医・令和2年	①の9人目, ②の8人目	「所属」欄の勤務先電話番号	71	全て
		①の10人目, 11人目, ②の9人目, 10人目	「所属」欄の勤務先電話番号	72	—
第474号・福岡	① 労災医員・平成31年 ② 労災医員・令和2年	①及び②の3人目	「所在地」欄の勤務先郵便番号・住所及び直通電話番号	73	勤務先郵便番号・住所
		①及び②の4人目	「所在地」欄の自宅郵便番号・住所不開示部分	74	①の1文字目ないし4文字目
		①及び②の10人目, 11人目	「所在地」欄の勤務先郵便番号・住所	75	全て

	人目, ①の9人目, ②の2人目, 5人目, 7人目			
	①及び②の1人目, 6人目, 7人目	「電話番号等」欄の勤務先FAX番号	76	—
	①及び②の3人目	「電話番号等」欄の勤務先代表電話番号, 内線番号及びFAX番号	77	勤務先代表電話番号
	①及び②の4人目	「電話番号等」欄の連絡方法, 自宅電話番号	78	—
	①の9人目, ①及び②の10人目	「電話番号等」欄の勤務先電話番号, 医師メールアドレス	79	—
	①及び②の11人目	「電話番号等」欄の勤務先電話番号及びFAX番号, 医師メールアドレス	80	—
	①及び②の13人目	「電話番号等」欄上段の携帯電話番号	81	—
	①の14人目, ②の9人目	「電話番号等」欄の医師メールアドレス	82	—
	②の2人目	「電話番号等」欄の勤務先電話番号及びFAX番号, 勤務先メールアドレス	83	—
	②の5人目	「電話番号等」欄の勤務先電話番号及びFAX番号	84	全て
	①及び②の1人目, 4人目, 6人目, 7人目, 9人目, 11人目, 14人目, 19人目	「備考2」欄不開示部分の勤務日, 面接場所及び連絡方法の記載(医師の職氏名及び担当者氏名を含む。)	85	—

		目, ②の2人目, 5人目, 12人目			
		全ての掲載者	「生年月日」欄の生年月日	86	—
① 協力医・令和元年 ② 協力医・令和2年	①及び②の1人目	「勤務先所在地」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	87	全て	
	①及び②の2人目	「勤務先所在地」欄1行目の記載(②に限る。)及び自宅電話番号	88	②の1行目	
	①及び②の10人目	「勤務先所在地」欄の自宅電話番号	89	—	
	①及び②の16人目	「勤務先所在地」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	90	勤務先郵便番号・住所	
	①及び②の8人目, 12人目, 13人目, 15人目, 16人目 ②の1人目	「備考1」欄の面接日, 勤務日及び連絡方法の記載, 携帯電話番号, 医師メールアドレス	91	—	
	全ての掲載者	「生年月日」欄の生年月日	92	—	
		「住所」欄の自宅住所(空欄を除く。)	93	—	
第475号・長崎 ① 労災医員・平成31年 ② 労災医員・令和2年	①及び②の3人目, 6人目, 9人目, 15人目, ②の10人目	「現職」欄の勤務先電話番号	94	—	
	①及び②の8人目	「現職」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	95	—	
	①の13人目	「現職」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	96	全て	
	全ての掲載者	「生年月日・初回任命」	97	—	

			欄の生年月日		
	① 協力医・平成31年	①の4人目, ②の3人目	「所属」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	98	—
	② 協力医・令和2年	全ての掲載者	「氏名」欄の生年月日	99	—
第476号・熊本	労災医員・令和2年	6人目, 7人目, 9人目	「備考」欄不開示部分の委嘱関係情報	100	—
		11人目	「住所」欄の勤務先郵便番号・住所	101	全て
			「電話番号」欄の勤務先電話番号	102	全て
	協力医・令和2年	1人目ないし3人目, 11人目, 13人目	「備考」欄不開示部分の委嘱関係情報	103	—
	協力医・平成31年	1人目, 2人目, 9人目, 11人目, 13人目	a 「備考」欄不開示部分(11人目を除く。)の委嘱関係情報	104	—
			b 「備考欄」11人目(1行目を除く。)の医師メールアドレス		
		3人目	「住所」欄の勤務先郵便番号・住所	105	全て
			「電話番号」欄の勤務先電話番号	106	全て
			a 「備考」欄(bを除く。)の委嘱関係情報 b 「備考」欄2行目の出勤日	107	—
	第477号・大分	① 労災医員・平成31年	①及び②の3人目ないし5人目	「勤務先所在地・電話番号」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	108
② 労災医員・令和2年					
① 協力医・平成31年		①及び②の6人目, 8人目	「勤務先所在地・電話番号」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	109	勤務先郵便番号・住所
	① 協力医・平成31年	①及び②の5人目	「勤務先所在地・電話番号」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	110	全て

	成31年 ② 協力医・令和2年	人目, 7人目	号」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号		
第478号・宮崎	① 労災医員・平成31年 ② 労災医員・令和2年	①及び②の2人目, 14人目	「連絡先」欄の勤務先電話番号	111	—
		①及び②の4人目	「連絡先」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	112	—
		①及び②の7人目, 12人目, ①の13人目	「連絡先」欄の勤務先郵便番号・住所及び電話番号	113	全て
	協力医・令和2年	全ての掲載者	「氏名(生年月日)」欄の生年月日	114	—
第479号・鹿児島	労災医員・平成31年から2年間	1人目, 2人目	「住所」欄の勤務先の郵便番号・住所, 電話番号及びFAX番号, 担当者氏名	115	勤務先郵便番号・住所
		3人目	「住所」欄の担当者氏名	116	—
		3人目, 5人目, 7人目	「役職」欄不開示部分の委嘱関係情報	117	—
	① 労災医員(精神障害等専門部会)・平成31年度 ② 労災医員(精神障害等専門部会)・令和2年度	①及び②の1人目	「住所」欄の勤務先の名称, 郵便番号・住所, 電話番号及びFAX番号	118	(1) 勤務先名称 (2) 勤務先郵便番号・住所
	① 協力医・平成31年 ② 協力医・令和2年	全ての掲載者	「生年月日」欄の生年月日, 「年齢」欄の年齢	119	—

(注1) 当審査会事務局において作成した。

(注2) 「労災医員」は地方労災医員の名簿, 「協力医」は労災協力医名簿を示す。時点は, 名簿に記載された現在時点又は任期表示の年部分を示す。

(注3) 以下の文書は、記載を省略した。

ア 原処分における不開示部分を含まない文書

第464号・千葉・協力医・平成31年，協力医・令和2年，第472号・和歌山・労災医員・令和2年，協力医・令和2年

イ 諮問庁がなお不開示とするとしている部分を含まない文書

(第457号・北海道) 協力医・平成2年，(第459号・岩手) 労災医員・平成31年～令和3年，協力医・令和2年～令和5年，(第461号・福島) 協力医・令和2年～令和5年，(第466号・静岡) 労災医員・平成31年，労災医員・令和元年，労災医員・令和2年，(第468号・滋賀) 労災医員・平成31年，労災医員・令和2年，協力医・令和2年，(第469号・京都) 協力医・平成31年，協力医・令和2年，(第471号・兵庫) 協力医・令和2年，(第472号・和歌山) 協力医・平成31年

(注4) 不開示部分に係る適用条項は、以下を除き、全て法5条1号である(詳細は、本文第3の3(3)イ及びウ参照)。

法5条1号，2号イ及び6号柱書き 通番39及び通番42

法5条1号及び6号柱書き 通番11，通番21，通番100，通番103，通番104，通番107及び通番117

別表2 諮問番号，処分庁及び原処分

1 諮問番号	2 処分庁	3 原処分	4 法5条各号該当性
第457号	北海道労働局長 処分庁1	令和2年4月28日付け2北労行開第1号(1)及び同第1号(2)	原処分1 1号
第458号	青森労働局長 処分庁2	令和2年4月21日付け青労発基0421第1号	原処分2 1号
第459号	岩手労働局長 処分庁3	令和2年4月21日付け岩労発基0421第2号及び同第3号	原処分3 1号
第460号	宮城労働局長 処分庁4	令和2年4月23日付け宮労発基0423第1号及び同第2号	原処分4 1号，6号柱書き
第461号	福島労働局長 処分庁5	令和2年5月1日付け福島労発基0501第11号及び同第12号	原処分5 1号
第462号	茨城労働局長 処分庁6	令和2年4月24日付け茨労発総0424第3号	原処分6 1号
第463号	栃木労働局長 処分庁7	令和2年5月1日付け栃労発総0501第1号	原処分7 1号，6号柱書き
第464号	千葉労働局長 処分庁8	令和2年6月3日付け千労発基0603第11号	原処分8 1号
第465号	岐阜労働局長 処分庁9	令和2年4月13日付け岐労発基第0413第2号及び同第3号	原処分9 1号
第466号	静岡労働局長 処分庁10	令和2年4月28日付け静岡開(決)第2-2号ないし同第2-4号	原処分10 1号
第467号	三重労働局長 処分庁11	令和2年4月13日付け三労開第2-1-1~2号	原処分11 1号，2号イ，6号柱書き
第468号	滋賀労働局長 処分庁12	令和2年4月20日付け滋労発基0420第3号及び同第4号	原処分12 1号
第469号	京都労働局長 処分庁13	令和2年4月30日付け京労発基0430第1号	原処分13 1号
第470号	大阪労働局長 処分庁14	令和2年4月30日付け大開第2-2号及び同第2-3号	原処分14 1号
第471号	兵庫労働局長 処分庁15	令和2年4月21日付け兵労開第2号	原処分15 1号

第472号	和歌山労働局長	処分庁 16	令和2年4月13日付け和労発基 0413第3号	原処分 16	1号
第473号	広島労働局長	処分庁 17	令和2年4月20日付け広労発基 0420第1号	原処分 17	1号
第474号	福岡労働局長	処分庁 18	令和2年4月22日付け福岡労開 第35号及び同第36号	原処分 18	1号
第475号	長崎労働局長	処分庁 19	令和2年5月1日付け長崎労開第 1-1号及び同第1-2号	原処分 19	1号
第476号	熊本労働局長	処分庁 20	令和2年4月21日付け熊行開第 2号	原処分 20	1号, 6号柱書き
第477号	大分労働局長	処分庁 21	令和2年4月16日付け大分労発 基0416第7号	原処分 21	1号
第478号	宮崎労働局長	処分庁 22	令和2年5月1日付け宮崎労発基 0501第1号及び同第2号	原処分 22	1号
第479号	鹿児島労働局長	処分庁 23	令和2年4月24日付け鹿労発総 0424第2号	原処分 23	1号, 6号柱書き

別表3 原処分における不開示部分

1 原処分	2 原処分における不開示部分（空欄部分を除く。）	
	地方労災医員名簿	労災協力医名簿
原処分1	「所属（勤務先）」欄の一部， 「電話番号」欄	「所属病院名及び役職」欄の一部， 「住所」及び「電話」の各欄
原処分2	「生年月日（年齢）」欄	「所属」及び「氏名」の各欄の一部， 「備考」欄
原処分3	「備考」欄	「備考」欄
原処分4	「住所」欄	「郵便番号」，「住所」及び「電話番号」の各欄， 「備考」欄の一部
原処分5	「所在地」及び「電話」の各欄	「所在地」及び「電話」の各欄
原処分6	「連絡先」欄	「連絡先」欄
原処分7	「専門科目」欄の一部，名簿の 右端2列	「所属」欄の一部，「備考」欄
原処分8	「所属先住所等」欄	不開示部分なし
原処分9	「勤務先及び住所」欄の一部， 「電話番号郵便番号」欄	「所属医療機関名・所在地又は住所」欄の一部， 「電話番号郵便番号」欄
原処分10	「所在地」欄	医療機関の所在地，電話番号及び 郵便番号並びに医師の生年月日
原処分11	「所属先所在地・担当者名・電話番号」及び「その他（連絡先等）」の各欄	「所属先所在地・担当者名・電話番号」及び「その他」の各欄
原処分12	「郵便番号・所在地」及び「電話番号」の各欄	「郵便番号・所在地」及び「電話番号」の各欄
原処分13	「所在地」欄	「所在地」欄
原処分14	「（年齢）」，「（卒業年次）」，「郵便番号」，「（勤務先）」，「住所（自宅）」及び「電話番号」の各欄	「（年齢）」，「（卒業年次）」，「郵便番号」，「（勤務先）」，「住所（自宅）」及び「電話番号（勤務先）（自宅）」の各欄
原処分15	「連絡先・勤務先及び自宅所在地（※は自宅所在地）」欄	「所在地」及び「平成29年4月1日」の各欄
原処分16	「所属」欄の一部	「所属」欄の一部
原処分17	「所属」欄の一部（電話番号）	「所属」欄の一部（電話番号）
原処分18	「生年月日」，「所在地」及び	「生年月日」，「所在地」及び

	「電話番号等」の各欄，「備考2」欄の一部	「電話番号等」の各欄，「備考1」欄の一部
原処分19	「現職」欄の一部，生年月日	生年月日，「所属」欄の一部
原処分20	「住所」及び「電話番号」の各欄，「備考」欄の一部	住所」及び「電話番号」の各欄，「備考」欄の一部
原処分21	「勤務先所在地・電話番号」欄	「勤務先所在地・電話番号」欄
原処分22	「連絡先」欄	生年月日，「所在地（連絡先）」欄の一部
原処分23	「住所」欄	「生年月日」，「年齢」及び「備考」の各欄，平成31年度名簿の欄外記載事項

（注）原処分における不開示部分を含まない文書（及び諮問庁がなお不開示と
 している部分を含まない文書）は，別表1の注3のとおり。